

第12回（平成26年）度静岡市民清水区サッカー大会実施要項（全体及び3種）

1. 主 催

静岡市体育協会・静岡市サッカー協会・N P O法人清水サッカー協会

2. 主 管

地域スポーツクラブづくり推進委員会・市民大会運営協議会

3. 大会の目的・考え方

(1) 目的

清水地区在住者を中心とした市民が、サッカーを通じて相互に協力することにより、より多くのサッカーを楽しむ環境づくりを進める目的とする。

(2) 考え方

より多くの選手がサッカーを気軽に楽しむことができる、中長期的に安定した受け皿として、地域単位でのスポーツクラブづくりにつながる取り組みを進める。なお、地域スポーツクラブは、学区を単位とすることにより、多様な年代、技量などの人々が、相互に認め合い、助け合う組織であることが尊重される。

4. チーム編成

- (1) チームは同一小学校区(またはそれに準ずる区域。以下「地域」という)に住所を有する者で編成し、地域を代表して各カテゴリー大会に参加する。
- (2) 2以上の「地域」による合同チームの参加も認める。
- (3) 参加できるチーム数は、原則的に1カテゴリーにつき1地域1チームとする。ただし、選手数が著しく多いときは、各カテゴリーの判断で2チーム以上の参加を認める。
- (4) 学校の部活動や地域を単位としないクラブなど、地域単位以外でのチーム参加は、各カテゴリーの役員が、出場チームの意見を聞いて決定する。

5. 参加選手資格

原則として、清水サッカー協会会員及び清水区内各地域の在住者。(ただし、スポーツ傷害保険またはそれに順ずる保険に参加チームとして加入すること。)

6. 3種の年齢基準

- (1) 3種のカテゴリーは中学1年生～3年生のU-13・U-14・U-15とし、下の学年の選手が上の学年のカテゴリーへの参加を認める。上の学年の選手が下の学年のカテゴリーへの参加は認めない。
- (2) 選手登録は1人1カテゴリーかつ1チームとする。

7. 3種の競技方法

- (1) 「地域」の対抗戦とする。学年ごとのトーナメント戦を行う。
- (2) 準決勝までの審判は参加チーム同士で行い、決勝の審判は3種役員が行う。
- (3) 1回戦～準決勝は各カテゴリー40分ゲーム。同点の場合は3人制のPK戦。
- (4) 決勝は各カテゴリー50分ゲーム。同点の場合は3人制のPK戦。
- (5) 1試合目前に本部に提出したメンバー表の選手で、最後の試合まで戦うこと。
- (6) 3種の参加料は1チーム3,000円(運営協議会への1,000円を含む)とする。

8. 大会運営

◎チーム代表者

- (1) 各チームに以下の役員をおかなければならない。

チーム代表者 1名

チーム副代表者 1名

- (2) 代表者はチームの大会参加に関しての責任を負い、副代表者は代表者を補佐する。

- (3) 代表者及び副代表者は成人とする。未成年選手で構成されるチームの試合には、必ず成人が引率しなければならない。

(4) チームは、全体大会及び各カテゴリー大会の運営に関して必要とされる協力をしなければならない。

◎地域代表者

- (1) 各地域に以下の役員をおかなければならぬ。・地域実行委員長1名・地域実行副委員長1名
- (2) 地域実行委員長は、地域を代表し、地域並びに地域チームの大会参加に関しての責任を負い、地域副実行委員長は地域実行委員長を補佐する。
- (3) 地域実行委員長は、地域スポーツクラブづくり推進委員会委員として、地域スポーツクラブづくり活動に参加・協力するものとする。

◎運営協議会

- (1) 地域スポーツクラブづくり推進委員会と各カテゴリー代表委員で、運営協議会を組織する。
- (2) 各カテゴリー代表委員は、シニア委員会、育成会部、1種委員会、2種委員会、3種委員会、4種委員会、女子委員会、審判委員会の委員長もしくは市民大会担当役員とする。
- (3) 大会に関する必要事項は運営協議会において決定する。
- (4) 各カテゴリー大会は、各カテゴリー代表役員を中心とし運営協議会が運営する。
- (5) 各カテゴリー代表役員は各カテゴリー大会の運営に関して、必要があれば各カテゴリー大会運営委員会等を組織し、各チーム等を各カテゴリー大会の運営に参加させることができる。

◎規律委員会

- (1) 運営協議会の中に規律委員会を設ける。
- (2) 規律委員会は、地域スポーツクラブづくり推進委員会委員長の指名により、5名程度の委員を選出し組織する。このとき、審判委員会の代表役員を1名含むものとする。
- (3) 規律委員会は、競技規則及び本要項に定める出場資格、チーム編成等の規程に反する行為のほか、反スポーツ的行為など行為に対して、フェアプレーの尊重や地域スポーツの振興などの観点から懲罰等処分について裁定する。
- (4) 規律委員会は、未来にわたる本大会の範囲内で、注意、指導、出場停止、試合結果の取り消し、勝ち点の没収などの処分をすることができる。
- (5) 運営協議会は、規律委員会の処分の結果を清水サッカー協会理事会に報告する。このとき、同委員会は意見を付すことができる。

9. 会計

- (1) 各カテゴリーは、参加1チーム当たり1,000円を参加料として運営協議会に納める。
- (2) 前項の参加料は、原則として、運営協議会運営費、決勝大会の会場運営費および表彰費等にあてる。
- (3) カテゴリーごとの参加料は、前述の納付金を考慮のうえ、各カテゴリー担当理事がカテゴリーごとに設定し、運営協議会に報告する。
- (4) 各カテゴリー担当理事は、各予選大会の会計を適切に行わなければならない。もし、各予選大会として繰越金等が生じたときには、関係種別委員会等に一旦、繰り入れなければならない。

10. 表彰

- (1) 各カテゴリー順位 1位・2位・3位(2チーム)
(3位の決定方式は予選大会の競技方式による)
- (2) 総合順位(地域対抗) 1位・2位・3位

11. ポイント

- (1) 各カテゴリーにおける入賞チームには次のポイントが与えられる。
1位…5点, 2位…3点, 3位…1点
- (2) 各地域を代表するチームが得たポイントの合計が各地域のポイントとなる。
- (3) 複数の地域を代表するチームが得たポイントは、次の計算式の結果をそれぞれの地域に加算する。
$$\text{ポイント} \div \text{該当地域数} = \text{小数点以下第2位を切り上げ} = \text{地域のポイント}$$
- (4) 3位以内に入賞したチームが、決勝・3位決定戦等で棄権した場合、ポイントは与えない。
- (5) ポイントが同点の場合、出場カテゴリーが多い方を優勝とする。